

町長コラム 第174号

美里町のこれからを想う⑦

今月は目に見えない老朽インフラをどうするかについて考えをお話します。

地上にあるものは老朽化が見えますが、道路に埋設されている水道管、下水管、農業用パイプラインなどは漏水して初めて気が付きます。近年、水道と農業用水の漏水が多く、町民の皆さまにご迷惑をおかけしております。

老朽化している管を入れ替えてしまえば解決するのですが、そう簡単ではありません。通常道路に埋設されており、掘削、管の入れ替えと舗装復旧、断水もしなければならず、多額の費用と時間がかかります。また、舗装したばかりの道路を掘り返すことは避けなければなりません。

布設替えが必要な水道管と舗装の痛みがひどい道路を優先的に工事する検討をしています。さらに、使える補助金は活用します。漏水調査を順次行うとともに、工事で断水する戸数をできるだけ少なくするため、止水弁の交換と新たに断水せずに止水弁を取り付ける工事も計画しています。

一方、下見玉の小山川沿いにある第二浄水場は千

年に一度の雨量に洪水ハザードマップが改訂されたところ、浸水想定区域となりました。仮に浸水した場合には多くの区域が断水する恐れがあるため、新たに県水を活用した代替配水池の工事に着手しました。浄水場や配水ポンプなどの機械設備類は、一定の年数でメンテナンスや更新が必要です。新配水池を含め、今後できるだけ維持管理費がかからない工夫をしています。

農業用パイプラインも、今後長寿命化の調査を行い、今後も農業用水に困らないようにします。

下水については、まだ老朽化は心配ありませんが、今後の維持管理費の削減のため、沼上と十条の集落排水施設を廃止し流域下水道に接続しました。その他の集落排水施設も国の補助金を活用して機械設備類を更新していきます。

以上、お金のかかることばかり書きましたが、全てを受益者負担にすることはできません。スマートIC効果を最大限に活用した企業誘致などで税収を確保しつつ太陽光などで節電に努め、必要な整備を行ってまいります。

【交付対象者】

区分	交付基準	申請に必要な書類など	有効期間
身体障害者	下肢6級以上など ※等級など詳細はお問い合わせください。	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がA以上のかた	療育手帳	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級のかた	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者	特定疾患・指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者	各医療受給者証	
高齢者など	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上のかた	介護保険被保険者証	
妊産婦 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)	妊娠7か月から産後1年までのかた	母子健康手帳	妊娠7か月から産後1年まで
けが人など	医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められるかた	次に掲げる全て ・医師の診断書、意見書または公的機関の証明書 ・身分証明書(顔写真付きのもの)	診断書等で必要と認める期間(原則1年以内)
その他車椅子の常時使用が必要と認められるかた	医師の診断などにより、車椅子の常時使用が必要であると認められるかた		対象者としての基準に該当しなくなるまで

11月1日から埼玉県思いやり駐車場制度が始まります！

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のあるかたや要介護状態のかた、妊産婦のかたなど、歩行が困難なかたに「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子利用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用証(3種類)
(駐車時にルームミラーに掲示)

駐車スペースを利用の際に、車内のルームミラーに吊りさげ、外から見えるように提示



車椅子利用者用 その他の高齢者、障害者等用 妊産婦、けが人等用

利用できる駐車区画
(イメージ)

公共施設や商業施設など埼玉県へ届出している協力施設の駐車場(埼玉県、町のホームページで確認できます)



- ・この制度は障害のあるかたや高齢のかたなどのための駐車施設の適正利用を図ることを目的としたもので、利用証を提示せずに区画を利用したかたを罰することを目的としていません。
- ・利用証を持たない場合でも、必要なかたについては駐車することができます。

■交付対象者

5ページ表中の交付基準に該当するかた

■申請方法

申請書に5ページ表中の必要書類を添えて窓口へ提出または郵送

■申請受付窓口

福祉課、住民保険課または保健センター

■その他

利用証はその場で交付します。

申請書は窓口のほか、町ホームページからダウンロードできます。ご家族などが代理で申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。



町ホームページ QRコード



県ホームページ QRコード

美里町役場、コミュニティセンター、町民体育館、遺跡の森館、保健センターに駐車区画を設置しました。



◀ステッカーが提示してあります。障害をお持ちのかたや、けがや病気などにより歩行が困難なかたは、来庁の際にご利用ください。

問合せ=福祉課 社会福祉係 ☎76-5132